

令和元年 1 2 月
令和元年 第 6 回 栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市



番 号	件 名	
議案第 139 号	市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 140 号	令和元年度栃木市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 141 号	令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 142 号	令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 143 号	令和元年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 144 号	令和元年度栃木市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 145 号	栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	3
議案第 146 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	5
議案第 147 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	16
議案第 148 号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の 特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 149 号	栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 150 号	栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第 151 号	栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の 制定について	35
議案第 152 号	栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 153 号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	40
議案第 154 号	栃木市西方保健センター条例を廃止する条例の制定について	45
議案第 155 号	栃木市新市まちづくり計画の変更について	47
議案第 156 号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	48
議案第 157 号	工事請負契約の締結について（吹上小学校給食共同調理場 改築建築工事）	50
議案第 158 号	工事請負契約の締結について（吹上小学校給食共同調理場 改築機械設備工事）	51
議案第 159 号	工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館 建築工事）	52
議案第 160 号	工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館 電気設備工事）	53

議案第 161 号	工事請負契約の締結について（（仮称）栃木市文化芸術館 機械設備工事）	54
議案第 162 号	財産の処分について（栃木市千塚町地内）	55
議案第 163 号	財産の処分について（栃木市千塚町地内）	56
議案第 164 号	指定管理者の指定について（栃木市北部健康福祉センター）	57
議案第 165 号	指定管理者の指定について（栃木市西方ふれあいプラザ）	58

市長の専決処分事項の承認について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和元年11月6日

栃木市長 大川 秀子

令和元年5月31日、栃木市都賀町家中地内において発生した公用車による交通事故に係る人身損害分について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町家中地内居住者

2 損害賠償の額

655,112円

3 賠償の条件

市から損害賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方意義、請求の申立てをしない。

栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

栃木市議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年栃木市条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則中「定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止」を「次のとおり」に改める。

本則に次の各号を加える。

- (1) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事。
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例(平成22年栃木市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成22年栃木市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。第10条第1号において同じ。)」を加え、同項第3号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項」を「地方公務員法第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成22年栃木市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成22年栃木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(栃木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 栃木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成22年栃木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木市条例第13号）第15条に規定する報酬の額をいう。）」を加える。

(栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項中「第22条第1項」を「第22条」に、「同条第5項」を「同法第22条の3第4項」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

別表第1中21の項を23の項とし、8の項から20の項までを2項ずつ繰り下げ、7の項の次に次のように加える。

<p>8 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>9 妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき</p>	<p>当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>

(栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第21条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

(栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

予防接種等嘱託医	〃	30,000	〃
外国語指導助手	月額	350,000	〃

を

」

「

予防接種等嘱託医	〃	30,000	〃
----------	---	--------	---

に、

」

「

参与	〃	300,000	〃
市税等収納員	〃	250,000	〃

を

」

「

参与	月額	300,000	〃
----	----	---------	---

に、

」

「

予防接種委員会委員	〃	10,000	〃
こどもサポートセンター専門員	作業療法士	〃	20,000
	心理相談員	〃	20,000
		月額	350,000
	言語相談員	日額	20,000

を

		月額	350,000 〃
	ことばの教室 指導員	日額	9,800 〃
	こども支援員	日額	6,000 〃

予防接種委員会委員	〃		10,000 〃
-----------	---	--	----------

教育支援委員 会委員	医師	日額	15,000 〃
	その他	〃	5,000 〃

教育支援委員 会委員	医師	〃	15,000 〃
	その他	〃	5,000 〃

学校医	年額	196,800円に、 児童・生徒数1人につ き（内科・耳鼻科）4 50円、（眼科）390 円を加算して得た額。 また、就学時健康診断
-----	----	---

			従事1回につき30,000円と、児童数1人につき450円を加算して得た額
介護認定調査員		月額	160,000円に、件数1件につき、1件から40件までは2,000円を、41件からは3,000円を加算して得た額
学校支援員	特別支援	日額	9,100円以内
	学力向上	月額	183,000 //

学校医	//		196,800円に、児童・生徒数1人につき（内科・耳鼻科）450円、（眼科）390円を加算して得た額
学校歯科医	//		196,800円に、児童・生徒数1人につき450円を加算して得た額

就学時健康診断医師	〃	30,000円に、児童・生徒数1人につき (内科・耳鼻科・歯科) 450円、(眼科)390円を加算して得た額
学校薬剤師	〃	78,500円以内
健康管理医	〃	10,000 〃
食物アレルギーアドバイザー	〃	196,800 〃
市医	〃	52,500 〃
福祉事務所嘱託医師	月額	70,000円
保育所嘱託医	年額	106,000円に、 児童数1人につき450円を加算して得た額
保育所歯科嘱託医	〃	106,000円に、 児童数1人につき450円を加算して得た額

特別障害者手当等嘱託医	日額	20,800 〃
主任介護支援専門員、介護支援専門員	月額	340,000 〃
社会福祉士	〃	340,000 〃

を

特別障害者手当等嘱託医	日額	20,800円以内
-------------	----	-----------

に、

認知症初期集中支援専門医	日額	30,000 //
認知症初期集中支援専門員	月額	245,000 //
子育て世代包括支援センター 専門員	//	340,000 //
嘱託保育士	//	280,000 //
手話通訳者	//	340,000 //

を

認知症初期集中支援専門医	//	30,000 //
--------------	----	-----------

に、

栃木市市民会 議委員	学識経験者	日額	20,000 //
	その他	//	8,000 //

を

栃木市市民会 議委員	学識経験者	//	20,000 //
	その他	//	8,000 //
学校運営協議会委員		年額	10,000 //
顧問弁護士		//	360,000 //

に、

美術館館長	月額	206,000 //
教育研究所所長	//	130,000 //

その他特別職の職員で、附属機関の委員、専門委員、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるもの	年額	695,000円以内において、市長の定める額
	月額	206,000円以内において、市長の定める額
	日額	8,000円以内において、市長の定める額

その他特別職の職員で、附属機関の委員、専門委員、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるもの	日額	8,000円以内において、市長の定める額
--	----	----------------------

改める。

(栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条

中「臨時的に雇用される職員」を「会計年度任用職員」に、「予算の範囲内において市長が別に」を「常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で」に改める。

(栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「100分の3を乗じて得た額」を「当該額を基礎として給与条例第9条の2の規定により算定した地域手当の額に相当する額」に改める。

第20条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第21条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に

基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内
払とみなす。

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の
特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）
の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して
同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若し
くは失職し」を削る。

第17条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員
を除く。）」を削る。

第17条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当
して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号
中「、若しくは失職し」を削り、「100分の92.5」を「6月に支給
する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の
97.5」に、「100分の112.5」を「6月に支給する場合には1
00分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」
に改める。

第18条第5項中「第27条第2項に基づく」を「第27条第2項の」
に、「従い」を「より、」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」
に、「他の」を「、他の」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これ
らの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当し
て同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「そ

れぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	

40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600					
	95		295,200	343,100					
	96		295,600	343,500					
	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

消防職給料表

職員 の 分 区	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200				
95	301,700	325,600	352,100	384,800				
96	303,000	326,900	353,600	385,300				
97	304,100	328,100	354,900	385,700				
98	305,300	329,400	356,100	386,100				
99	306,500	330,700	357,200	386,700				

100	307,700	332,000	358,400	387,200					
101	308,900	333,400	359,500	387,600					
102	309,900	334,300	360,600	388,100					
103	311,000	335,400	361,700	388,700					
104	312,000	336,600	362,900	389,200					
105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任 用員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	

備考 この表は消防吏員に適用する。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第17条の4第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に、「6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の115」に改める。

第18条の3の見出しを「(会計年度任用職員の給与及び費用弁償)」に改め、同条中「臨時的に雇用される職員の給与」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償」に、「予算の範囲内において市長が別に」を「常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年栃木市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

別表第1中「374,000円」を「375,000円」に改める。

別表第2中

148,600 円	194,000 円	230,000 円	263,000 円	288,900 円	を
150,600 円	195,500 円	231,500 円	264,200 円	289,700 円	に

改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（栃木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第1項及び第4項、第17条の2第2号、第17条の4第1項及び第2項第1号（「、若しくは失職し」を削る部分に限る。）並びに第18条第5項から第7項までの改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」とい

う。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第9条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第9条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第2条の規定による改正後の給与条例第9条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第9条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,

000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市墓園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市墓園条例の一部を改正する条例

栃木市墓園条例（平成22年栃木市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,000円」を「1,100円」に、「500円」を「550円」に、

「

栃木市西方菅ノ沢墓地	—
栃木市西方東上林墓地	—

を

「

栃木市西方菅ノ沢墓地	1年につき、1区画当たり550円
栃木市西方東上林墓地	1年につき、1区画当たり550円

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市墓園条例の規定は、この条例の施行の日以後の墓所に使用に係る管理手数料について適用し、同日前の墓所の使用に係る管理手数料については、なお従前の例による。

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年栃木市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例（令和元年栃木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち第2条の表に次のように加える改正規定中

「

栃木市北部健康福祉センター

を

」

「

栃木市北部健康福祉センター

（愛称 ゆったり～な）

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例

栃木市立学校設置条例（平成22年栃木市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

栃木市立藤岡第一中学校	栃木市藤岡町藤岡10番地
栃木市立藤岡第二中学校	栃木市藤岡町富吉1544番地

を

「

栃木市立藤岡中学校	栃木市藤岡町藤岡10番地
-----------	--------------

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（栃木市立学校給食共同調理場条例の一部改正）

2 栃木市立学校給食共同調理場条例（平成22年栃木市条例第212号）

の一部を次のように改正する。

第2条中

「

栃木市立部屋小学校
栃木市立藤岡小学校

栃木市立赤麻小学校

栃木市立三鴨小学校

栃木市立藤岡第一中学校

栃木市立藤岡第二中学校

を

栃木市立藤岡小学校

栃木市立部屋小学校

栃木市立赤麻小学校

栃木市立三鴨小学校

栃木市立藤岡中学校

に

改める。

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	160,000
2	161,500
3	163,000
4	164,500
5	166,100
6	168,000
7	169,800
8	171,600
9	173,300
10	175,400
11	177,400
12	179,400
13	181,300
14	183,500
15	185,700
16	187,900
17	190,100
18	192,700

19	195,200
20	197,700
21	200,200
22	201,900
23	203,600
24	205,300
25	206,800
26	208,200
27	209,800
28	211,300
29	213,000
30	214,700
31	216,400
32	218,100
33	219,400
34	221,100
35	222,800
36	224,500
37	225,900
38	227,600
39	229,300
40	231,000
41	232,600
42	234,300
43	235,900
44	237,500
45	239,200
46	240,700
47	242,000
48	243,400
49	244,600
50	246,000
51	247,400
52	248,600

53	249,700
54	251,100
55	252,300
56	253,300
57	254,500
58	255,700
59	256,800
60	258,000
61	259,400
62	260,200
63	261,400
64	262,300
65	263,300
66	264,700
67	265,800
68	267,100
69	268,700
70	270,200
71	271,500
72	272,900
73	273,900
74	274,900
75	276,100
76	277,100
77	278,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

栃木市西方保健センター条例を廃止する条例の制定について

栃木市西方保健センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市西方保健センター条例を廃止する条例

栃木市西方保健センター条例（平成23年栃木市条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

栃木市新市まちづくり計画の変更について

栃木市新市まちづくり計画を別冊のとおり変更するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、
栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、関係地
方公共団体と協議するものとする。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第4号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」に、「塩谷広域行政組合」を「塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合」に改める。

別表第2第4条第5号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 吹上小学校給食共同調理場改築建築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 273,020,000円
- 4 契約の相手方 栃木市河合町5番3号
有限会社山野井組
代表取締役 岡 洋良

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 吹上小学校給食共同調理場改築機械設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 267,971,000円
- 4 契約の相手方 栃木市大平町北武井498番地2
山中・トーセツ特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社山中設備工業
代表取締役 山中 聡

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 (仮称) 栃木市文化芸術館建築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 1,540,000,000円
- 4 契約の相手方 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2
清水・館野・落合特定建設工事共同企業体
代表者 清水建設株式会社関東支店
専務執行役員支店長 波岡 滋

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 (仮称) 栃木市文化芸術館電気設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 240,020,000円
- 4 契約の相手方 栃木市梓町39番地23
森澤・幸和特定建設工事共同企業体
代表者 森澤電機工業株式会社
代表取締役 森澤 久雄

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 (仮称) 栃木市文化芸術館機械設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 474,650,000円
- 4 契約の相手方 栃木市大平町西水代2767番地
トリタ・ユタカ特定建設工事共同企業体
代表者 トリタ設備工事株式会社
代表取締役 西田 淳

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	宅地	8,815.14 m ²	栃木市千塚町1718番
土地	宅地	10,004.93 m ²	栃木市千塚町1719番
合計		18,820.07 m ²	

- 2 売却の方法 随意契約による売却
- 3 売却予定価格 269,008,022円
- 4 売却相手 広島県福山市駅家町大字法成寺1613番地の47
備後漬物株式会社
代表取締役 佐藤 豊太郎

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	宅地	5,195.95 m ²	栃木市千塚町1725番

2 売却の方法 随意契約による売却

3 売却予定価格 70,145,325円

4 売却相手 東京都中央区日本橋小伝馬町2番地5-9F

トレーラーハウスデベロップメント株式会社

代表取締役 大原 邦彦

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市北部健康福祉センター
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 東京都江東区大島一丁目9番8号
名称 株式会社フクシ・エンタープライズ
代表者 代表取締役 福士 昌
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

栃木市長 大川 秀子

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市西方ふれあいプラザ

2. 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町二丁目1番40号

名称 社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3. 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで



